

「桃栗三年、柿八年」というが、種をまいて実がなるまでにはそれだけの年月がかかるということわざである。

裁判官であつても司法試験に合格してから数年の司法修習(裁判所・検察庁・弁護士会の研修)を終わった五年間はまだ「判事補」という半人前の身分であつて一人前の単独裁判はできない。

ことほどきょうに日本の裁判というものは難しいものとされている。たとえば裁判官を三十年やつていても弁護士に転身した場合、刑

事被告人の弁護を一人前にやれるようになるまでには、これまた数年かかるものである。

も裁判官からの「こういう場合はどうやって警察に対応したらよいか教えてほしい」などという実務のイロハの相談は(素人がきくと驚くが)よくあることである。

すべての職業についていえることだが「専門の道」は厳しいのである(弁護士を三十年やっても、東濃新聞社に入社して記事を書けと言われ、すぐにはできるものではない。まとめて要領よく短記事を書く仕事は、普通の弁護

士や裁判官にだってできることではない。

◇ ◇

ところが裁判員はどこ

刑事裁判のなんたるかも仕組みもわからず、

弁護士日記

裁判員制度反対(その3)

美和 勇夫

裁判なんかやりたくもないシロウトをクジ引きで寄せ集め、いきなり「重大犯罪」を裁かせる。

とりあえずは「どろぼう」「窃盗とか」け

んか(傷害罪)などの軽い犯罪の簡単な裁判(単独裁判)を体験させ、

「刑事裁判とはこういうふうにするものか」と学習させてからならともかく、いきなり大

なんの見習いも研修もやらないのである。

裁判傍聴見習い・研修を数回やり、一年間ほど継続して裁判員をやらせるならば、少しは裁判というものもわかることはあるだろうが、国民にそんなヒマはない。

それではクジに当たったものが不平等に重い負担をおされることになるから、一回の初体験がすべてであつてそれで終わりである。

◇ ◇  
どだい国民は、忙しい仕事・生活を犠牲にしてまで、裁判所に出かけ裁判員なんぞやり

たくはないのである。

企業の社長、自営業者、ほとんど誰もが食うために家族を養うために、たいへんな仕事をしているのであつてそれを犠牲にしてまで、なぜ裁判に狩り出されなければならぬのであろうか?(これでは徴兵制度とかわらないではないか)

どうしても「裁判員」を作りたいのであれば、それを希望する国民の中から素養のあるものを選抜してやらせればよいであらう。